

投票所

投票所

投票所

投票所

すべての投票箱等の送致

開票所

- 開票区は、原則、市町村の区域による(法18)
- あらかじめ、開票管理者及び開票立会人を選任(法61・62)
 - ・開票管理者は、開票に関する事務を担当。
 - ・開票立会人は、開票管理者とともに開票事務に立ち会う。

(すべての投票箱等の到着を確認)

----- (開票開始宣言) -----

- 投票箱の施錠状況の確認
- 投票箱の開披(法66①)
- 投票用紙の混同(法66②)
投票の秘密の観点から、投票内容がわからない程度に開票区ごとに混同
- 投票箱の中に投票用紙が残っていないか確認

- 投票の分類
有効投票、無効投票、疑問票等に分類

- 各候補者等の票数を計数機等により計算、点検(開票立会人へ適宜回覧)
- 投票の効力の決定等(法67)
開票管理者が、開票立会人の意見をきいて、疑問票等について、有効・無効の決定や、いずれの候補者等に対する投票かを決定

- 投票の計算(投票者数と開票結果の確認等)、得票数の朗読(令72・73)

- 開票録の作成(要署名)・送付(法70、令74)
- 投票用紙等の封印、選管への送付(令76)

- 選挙長への報告(法66③)

開票開始前等

投票箱の点検・開披

票の分類

票の点検・結果確認

開票録作成等

平成29年衆議院総選挙における離島での投開票の状況

平成29年衆議院総選挙において、投票所を設置した離島（※）を有する市区町村は、25都道県89市町村であり、投票所を設置している離島は、193島。

※「投票所を設置した離島」とは、本島（本庁舎のある島）又は本土と陸続きでない島のうち投票所を設置した島をいう。

投票状況

（単位：島）

（単位：島）

	10人未満	10人以上 50人未満	50人以上 100人未満	100人以上 500人未満	500人以上 1000人未満	1000人以上
選挙人名簿登録者数	1	35	29	86	22	20
当日投票者数	10	57	39	70	11	6
期日前投票者数	98	43	16	24	8	4

	1箇所	2箇所以上 5箇所未満	5箇所以上 10箇所未満	10箇所以上
当日投票所数	153	31	4	5
期日前投票所数	68	5	0	0

開票状況

設置場所

同一離島以外 187島

同一離島 6島

同一離島内での開票が困難な理由

- ・開票に必要な開票管理者、開票立会人、事務従事者などの人員や開票場所の確保が困難
- ・準備などを考えると1投票区のみでの開票は効率が悪い
- ・選挙人数が少ない、1投票区のため票の混同できないなどの理由から投票の秘密の確保が困難

送致手段

民間定期船 58島

漁船 28島

その他船舶 78島

自衛隊ヘリ 6島

海上保安庁ヘリ 5島

海上保安庁船舶 1島

消防ヘリ 1島

車両 14島

投票所と同一場所で開票 2島

【平成29年衆院選における課題等】

ア.台風等の影響により、投票箱の送致が翌日となり、役場全体の開票開始時刻に影響。

これに伴い、人員体制・配置や翌日の通常業務との調整が必要。

イ.公的機関や民間業者も含め、送致可能な手段の確保に係る対応に苦慮。

ウ.悪天候時等の送致には、投票箱等への被害のおそれや送致に関わる者の安全対策面で課題。

平成29年衆議院総選挙において開票日を23日に変更を行った団体

都道府県名	市町村名	小選挙区名	開票開始日時	理由
愛知県	西尾市	愛知県第12区	23日18時15分	離島
三重県	鳥羽市	三重県第4区	23日8時30分	投票所周辺の冠水
	伊勢市	三重県第4区	23日8時30分	投票所周辺の冠水
兵庫県	篠山市	兵庫県第5区	23日9時	開票所の停電
愛媛県	松山市	愛媛県第1区	23日9時30分	離島
		愛媛県第2区	23日11時	離島
	八幡浜市	愛媛県第4区	23日14時	離島
山口県	萩市	山口県第3区	23日15時	離島
佐賀県	唐津市	佐賀県第2区	23日14時	離島
宮崎県	延岡市	宮崎県第2区	23日13時	離島
沖縄県	座間味村	沖縄県第1区	23日13時	離島
	うるま市	沖縄県第3区	23日13時	離島
	南城市	沖縄県第4区	23日13時	離島

※公職選挙法第64条の規定に基づき、開票日時の変更告示等をあらかじめ行うことなどにより、開票を実施。
 (第六十四条 市町村の選挙管理委員会は、予め開票の場所及び日時を告示しなければならない。)
 ※開票終了時刻が最も遅かった団体は愛知県西尾市であり、その開票終了時刻は、23日21:55である。
 ※関係する比例代表選挙区は、東海選挙区、近畿選挙区、中国選挙区、四国選挙区、九州選挙区。

同一市町村内

開票区A(離島内)

○ すべての投票箱の送致終了後、
開票管理者及び立会人の管理の下、
以下のような通常の開票事務を実施

- ・ 投票箱の到着・施錠状況確認
- ・ 開披、混同等の実施
- ・ 候補者別得票数の点検
- ・ 疑問票等の処理
- ・ 開票録等への署名



投票箱等の送致

離島投票所

離島投票所

開票区B(本土内)

○ 離島開票所と同様、
すべての投票箱の送致終了後、
通常の開票事務を実施



投票箱等の送致

本土投票所

本土投票所

本土投票所

本土投票所

本土投票所

参照条文

●公職選挙法（昭和25年法律第100号）

（開票区）

第十八条 開票区は、市町村の区域による。ただし、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙若しくは都道府県の議会の議員の選挙において市町村が二以上の選挙区に分かれているとき、又は第十五条第六項の規定による選挙区があるときは、当該選挙区の区域により市町村の区域を分けて数開票区を設けるものとする。

- 2 都道府県の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、特別の事情があると認めるときに限り、前項の規定にかかわらず、市町村の区域を分けて、又は数市町村の区域の全部若しくは一部を合わせて、開票区を設けることができる。
- 3 前項の規定により開票区を設けたときは、都道府県の選挙管理委員会は、直ちに告示しなければならない。

（開票管理者）

第六十一条 各選挙ごとに、開票管理者を置く。

- 2 開票管理者は、当該選挙の選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもって、これに充てる。
- 3、4 （略）
- 5 開票管理者は、開票に関する事務を担当する。
- 6 （略）

（開票立会人）

第六十二条 公職の候補者（衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては候補者届出政党（第八十六条第一項又は第八項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。以下同じ。）及び公職の候補者（候補者届出政党の届出に係るものを除く。）、衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等）は、当該選挙の各開票区における選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、開票立会人となるべき者一人を定め、その選挙の期日前三日までに、市町村の選挙管理委員会に届け出ることができる。ただし、同一人を当該選挙と同じ日に行われるべき他の選挙における開票立会人となるべき者として届け出ることはいできない。

- 2 前項の規定により届出のあつた者（次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に定めるものの届出に係る者を除く。以下この条において同じ。）が、十人を超えないときは直ちにその者をもって開票立会人とし、十人を超えるときは届出のあつた者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者十人をもって開票立会人としなければならない。

一～四 （略）

- 3～7 （略）

- 8 第二項の規定による 開票立会人が三人に達しないとき又は選挙の期日の前日までに三人に達しなくなつたときは、市町村の選挙管理委員会において、開票立会人が選挙の期日以後に三人に達しなくなつたとき又は開票立会人で参会する者が開票所を開くべき時刻

になつても三人に達しないとき若しくはその後三人に達しなくなつたときは開票管理者において、その開票区における選挙人名簿に登録された者の中から三人に達するまでの開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち合わせなければならない。ただし、同項の規定による開票立会人を届け出た公職の候補者の属する政党その他の政治団体、同項の規定による開票立会人を届け出た候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等又は市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者の選任した開票立会人の属する政党その他の政治団体と同一の政党その他の政治団体に属する者を当該公職の候補者、候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の届出に係る開票立会人又は市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者の選任に係る開票立会人と通じて三人以上選任することができない。

9、10 (略)

(開票所の設置)

第六十三条 開票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

(開票の場所及び日時 of 告示)

第六十四条 市町村の選挙管理委員会は、予め開票の場所及び日時を告示しなければならない。

(開票日)

第六十五条 開票は、すべての投票箱の送致を受けた日又はその翌日に行う。

(開票)

第六十六条 開票管理者は、開票立会人立会の上、投票箱を開き、先ず第五十条第三項及び第五項の規定による投票を調査し、開票立会人の意見を聴き、その投票を受理するかどうかを決定しなければならない。

2 開票管理者は、開票立会人とともに、当該選挙における各投票所及び期日前投票所の投票を開票区ごとに混同して、投票を点検しなければならない。

3 投票の点検が終わつたときは、開票管理者は、直ちにその結果を選挙長（衆議院比例代表選出議員若しくは参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙については、選挙分会長）に報告しなければならない。

(開票の場合の投票の効力の決定)

第六十七条 投票の効力は、開票立会人の意見を聴き、開票管理者が決定しなければならない。その決定に当つては、第六十八条の規定に反しない限りにおいて、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。

(開票の参観)

第六十九条 選挙人は、その開票所につき、開票の参観を求めることができる。

(開票録の作成)

第七十条 開票管理者は、開票録を作り、開票に関する次第を記載し、開票立会人とともに、これに署名しなければならない。

●公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）

（代理投票、不在者投票及び在外投票の受理の決定）

第七十一条 開票管理者は、第四十一条及び第六十三条第四項（第六十五条の二十一において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けた投票については、法第六十六条第一項の例によつて、これを受理するかどうかを決定しなければならない。

（投票の点検）

第七十二条 開票管理者は、投票を点検する場合においては、開票事務に従事する者二人に各別に同一の公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）、同一の衆議院名簿届出政党等又は同一の参議院名簿届出政党等の得票数（参議院名簿届出政党等の得票数にあつては、当該参議院名簿届出政党等に係る各参議院名簿登載者（当該選挙の期日において公職の候補者たる者に限る。）の得票数を含むものをいう。）を計算させなければならない。

（得票数の朗読等）

第七十三条 開票管理者は、前条の規定による計算が終わつたときは、各公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）、各衆議院名簿届出政党等又は各参議院名簿届出政党等の得票数（各参議院名簿届出政党等の得票数にあつては、当該参議院名簿届出政党等に係る各参議院名簿登載者（当該選挙の期日において公職の候補者たる者に限る。）の得票数を含むものをいう。）を朗読しなければならない。ただし、その開票所内にいる選挙人に周知させるため、掲示その他の必要な措置を講ずる場合は、この限りでない。

（開票録の送付）

第七十四条 開票管理者は、法第六十六条第三項の規定による投票の点検の結果の報告をする場合においては、あわせて開票録の写（市町村の選挙にあつては、開票録）を送付しなければならない。

（点検済の投票等の送付）

第七十六条 開票管理者は、点検済の投票の有効無効を区別して、それぞれ別の封筒に入れ、開票立会人とともに封印をし、これを投票録及び開票録（市町村の選挙にあつては、投票録）並びに開票に関する書類とともに、市町村の選挙管理委員会（数市町村合同開票区にあつては次条第二項の規定により定められ、又は指定された市町村の選挙管理委員会とし、数区合同開票区にあつては同条第三項の規定により指定された区の選挙管理委員会とする。次項において同じ。）に送付しなければならない。

2 開票管理者は、第六十五条（第六十五条の二十一において準用する場合を含む。）の規定により送致を受けた投票を、その封筒を開かないで、不受理の決定をした投票とともに、前項の例により、市町村の選挙管理委員会に送付しなければならない。